

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の
設立に関する国際条約の二千三年の議定書

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書

この議定書の締約国は、

千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（以下「千九百九十二年責任条約」という。）に留意し、

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（以下「千九百九十二年基金条約」という。）を考慮し、

油による汚染に関する責任並びに賠償及び補償の国際的な制度を存続させることが重要であることを確認し、

千九百九十二年基金条約の下での補償の総額が、特定の場合には同条約の締約国における補償の必要を満たすために十分でないおそれがあることに留意し、

加入を希望する国が加入することのできる追加的な制度を創設することによって、補償のための追加的な

資金を利用可能とすることを、緊急に処理を要する事項として千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約の多数の締約国が必要と認めることを認識し、

千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約の下で利用可能な賠償額及び補償額が確定された債権を完済するために十分でないおそれがあり、かつ、その結果として千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金が確定された債権の一定の割合のみを弁済することを暫定的に決定した場合には、この追加的な制度により、油による汚染損害の被害者がその損失又は損害に対する十分な補償の支払を受けることを確保することを追求し、及び被害者の直面する困難を緩和すべきであることを確信し、

この追加的な制度への加入は、千九百九十二年基金条約の締約国にのみ開放されることを考慮して、次のとおり協定した。

一般規定

第一条

この議定書の適用上、

1 「千九百九十二年責任条約」とは、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国

際条約をいう。

2 「千九百九十二年基金条約」とは、千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約をいう。

3 「千九百九十二年基金」とは、千九百九十二年基金条約により設立された千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金をいう。

4 「締約国」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この議定書の締約国をいう。

5 千九百九十二年基金条約の規定をこの議定書に準用する場合には、同条約中の「基金」は、別段の定めがある場合を除くほか、「追加基金」と読み替える。

6 「船舶」、「者」、「所有者」、「油」、「汚染損害」、「防止措置」及び「事故」という語は、千九百九十二年責任条約第一条において定義されるこれらの語の意味と同一の意味を有する。

7 「抛出油」、「計算単位」、「トン」、「保証提供者」及び「受入施設」という語は、別段の定めがある場合を除くほか、千九百九十二年基金条約第一条において定義されるこれらの語の意味と同一の意味を有する。

8 「確定された債権」とは、千九百九十二年基金が認めた債権又は権限のある裁判所の決定で千九百九十二年基金を拘束しかつ再び通常の方式で審理されることがないものにより認められた債権であつて、千九百九十二年基金条約第四条4に定める限度額が適用されていなければその全額について補償を受けたであらうものをいう。

9 「総会」とは、別段の定めがある場合を除くほか、二千三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金の総会をいう。

10 「機関」とは、国際海事機関をいう。

11 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第二条

1 「二千三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金」（以下「追加基金」という。）と称する汚染損害の補償のための追加的な国際基金をこの議定書により設立する。

2 追加基金は、各締約国において、当該締約国の法令に基づき権利及び義務を有することができることができ、かつ、当該締約国の裁判所における裁判上の手続の当事者となることができる法人と認められる。各締約国

は、追加基金の事務局長を追加基金の法律上の代表者と認める。

第三条

この議定書は、次のものについてのみ適用する。

- (a) 次の区域において生ずる汚染損害
 - (i) 締約国の領域（領海を含む。）
 - (ii) 国際法に従って設定された締約国の排他的経済水域。排他的経済水域を設定していない締約国については、その締約国の領海に接続しかつその締約国が国際法に従って決定する水域であつて、領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないもの
- (b) (a)の汚染損害を防止し又は最小限にするための防止措置（とられた場所のいかんを問わない。）

追加的な補償

第四条

1 追加基金は、一の事故について、汚染損害の総額が千九百九十二年基金条約第四条4に定める適用可能な補償の限度額を超え又は超えるおそれがあるため、当該汚染損害を被った者が当該汚染損害に関する確

定された債権について千九百九十二年基金条約の下で十分かつ適正な補償を受けることができない場合に、そのような者に対し補償を行う。

2 (a) 追加基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額は、一の事故について、その額とこの議定書の対象とされている汚染損害につき千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約に基づいて実際に支払われる賠償額及び補償額との合計額が七億五千万計算単位を超えないように制限される。

(b) (a)に規定する七億五千万計算単位の額は、千九百九十二年基金の総会が千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約に基づいて支払われる最高額の換算のために特定する日に当該国の通貨が特別引出権に対して有する価値に従って、当該通貨に換算する。

3 追加基金に対する確定された債権の額が2の規定に基づいて支払われる補償の総額を超える場合には、支払に充てられる金額は、確定された債権の額と債権者に対しこの議定書に基づいて実際に支払われる金額との割合がすべての債権者について同一となるような方法で分配する。

4 追加基金は、第一条8に定義する確定された債権についてのみ補償を行う。

第五条

追加基金は、千九百九十二年基金の総会が、確定された債権の総額が千九百九十二年基金条約第四条4の規定に基づいて支払に充てられる補償の総額を超え又は超えるおそれがあると認め、かつ、その結果として確定された債権の一定の割合についてのみ弁済を行うことを暫定的に又は最終的に決定した場合に、補償を行う。この場合において、追加基金の総会は、確定された債権のうち千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約に基づく弁済を受けない部分について、弁済するか否か及びどの程度弁済するかを決定する。

第六条

1 第十五条2及び3の規定に従うことを条件として、追加基金に対して補償を請求する権利は、千九百九十二年基金に対して補償を請求する権利が千九百九十二年基金条約第六条の規定により消滅した場合のみ消滅する。

2 千九百九十二年基金に対して主張される債権は、当該債権を主張する者が追加基金に対して主張する債権とみなす。

第七条

1 千九百九十二年基金条約第七条1及び2並びに4から6までの規定は、第四条1の規定に基づき追加基金に対して提起される補償の請求の訴えについて準用する。

2 汚染損害の賠償についての訴えが船舶の所有者又はその保証提供者に対し千九百九十二年責任条約第九条の規定に基づいて権限を有する裁判所に提起されている場合には、その裁判所が、同一の損害に係る第四条の規定に基づく補償についての追加基金に対する訴えについて、専属的管轄権を有する。ただし、千九百九十二年責任条約に基づく汚染損害の賠償についての訴えが同条約の締約国であるがこの議定書の締約国でない国の裁判所に提起されている場合には、第四条の規定に基づく追加基金に対する訴えは、債権者の選択により、追加基金の本部がある国の裁判所に、又はこの議定書の締約国の裁判所で同条約第九条の規定に基づいて権限を有するものに提起する。

3 1の規定にかかわらず、汚染損害の補償についての千九百九十二年基金に対する訴えが千九百九十二年基金条約の締約国であるがこの議定書の締約国でない国の裁判所に提起されている場合には、追加基金に対する関連の訴えは、債権者の選択により、追加基金の本部がある国の裁判所に、又はこの議定書の締約国の裁判所で1の規定に基づいて権限を有するものに提起する。

第八条

- 1 第四条3の分配に関する決定に従うことを条件として、前条の規定に従い管轄権を有する裁判所が追加基金に対して下した判決で、その判決のあった国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることがないものは、各締約国において、千九百九十二年責任条約第十条に定める条件と同一の条件で承認されかつ執行力を付与される。
- 2 締約国は、判決の承認及び執行のため他の規則を適用することができる。ただし、当該規則の適用により、判決が少なくとも1の規定に基づく場合と同一の程度まで承認されかつ執行されることが確保されることを条件とする。

第九条

- 1 追加基金は、第四条1の規定に従って追加基金が支払った汚染損害の補償の金額に関し、その補償の支払を受けた者が千九百九十二年責任条約に基づき所有者又はその保証提供者に対して有したであろう権利を代位によって取得する。

- 2 追加基金は、追加基金による補償の支払を受けた者が千九百九十二年基金条約に基づき千九百九十二年

基金に対して有したであろう権利を代位によって取得する。

3 この議定書のいかなる規定も、追加基金が1及び2に規定する者以外の者に対して有する求償又は代位の権利を害するものではない。追加基金がそれらの者に対して有する代位の権利は、いかなる場合にも、補償の支払を受けた者の保険者が有する代位の権利よりも不利なものであってはならない。

4 追加基金に対して有することがある他の代位又は求償の権利を害することなく、汚染損害の補償を国内法令に従って支払った締約国又はその機関は、その補償の支払を受けた者がこの議定書に基づいて有したであろう権利を代位によって取得する。

拠出金

第十条

1 追加基金への年次拠出金は、各締約国に関し、

(a) 当該締約国の領域内にある港又は受入施設において、それらの港又は受入施設に向けて海上を輸送された拠出油を、また、

(b) 当該締約国の領域内にある施設において、海上を輸送されかつ非締約国の港又は受入施設において荷

揚げされた拠出油（この(b)の規定の適用上、当該非締約国において荷揚げされた後最初に締約国において受け取られるものに限る。）を、

次条2(a)又は(b)に規定する暦年中に総量において十五万トンを超えて受け取った者が支払う。

2 千九百九十二年基金条約第十条2の規定は、追加基金に対し拠出金を支払う義務について準用する。

第十一条

1 総会は、必要な場合には支払われるべき年次拠出金の額を決定するため、及び、十分な流動資金を維持することの必要性を考慮して、各暦年につき、予算の形式で次のものについての見積りを行う。

(i) 支出

- (a) 当該年における追加基金の管理の費用及び経費並びに前年までの運営の結果生じた不足分
- (b) 追加基金が、第四条の規定に基づく追加基金に対する債権の弁済に充てるため、当該年において行う支払（そのような債権の弁済に充てるため追加基金が既に行った借入れの返済を含む。）

(ii) 収入

- (a) 前年までの運営の結果生じた剰余金（利子を含む。）

- (b) 予算の収支の均衡を保つために必要な場合には、年次拠出金
 - (c) その他の収入
- 2 総会は、徴収されるべき拠出金の総額を決定する。前条に規定するそれぞれの者の年次拠出金の額については、追加基金の事務局長が、その総会の決定に基づき、各締約国に関し、
- (a) 1 (i) (a)の支払を行うための拠出金については、前暦年中にその者が当該締約国において受け取った拠出油につきトン当たり一定の額で計算するものとし、また、
 - (b) 1 (i) (b)の支払を行うための拠出金については、当該事故が生じた暦年の前暦年中にその者が受け取った拠出油につきトン当たり一定の額で計算する。ただし、当該締約国が当該事故の発生の日にこの議定書の締約国であったことを条件とする。
- 3 2にいう一定の額は、それぞれ、必要とされる拠出金の総額を、当該年にすべての締約国において受け取られた拠出油の総量で除することによって算出する。
- 4 年次拠出金は、追加基金の内部規則に定める日に支払うものとする。総会は、これと異なる支払の日を決定することができる。

5 総会は、追加基金の会計規則に定めるところに従い、2(a)の規定に基づいて受け取られた資金と2(b)の規定に基づいて受け取られた資金との間で移転を行うことを決定することができる。

第十二条

- 1 千九百九十二年基金条約第十三条の規定は、追加基金への拠出金について準用する。
- 2 締約国は、千九百九十二年基金条約第十四条に定める手続に従い、追加基金に対し拠出金を支払う義務を自ら引き受けることができる。

第十三条

- 1 締約国は、千九百九十二年基金条約第十五条の規定による油の受取に関する情報を追加基金の事務局長に対し送付する。ただし、千九百九十二年基金条約第十五条2の規定に従って千九百九十二年基金の事務局長に対して行われる情報の送付は、この議定書に従って行われたものとみなす。
- 2 締約国が1に定める情報の送付を行う義務を履行しない結果として追加基金に金銭上の損失が生じた場合には、当該締約国は、追加基金に対し当該損失について賠償を行う責任を負う。総会は、追加基金の事務局長の勧告に基づき、当該締約国が当該損失について賠償を行うか行わないかを決定する。

第十四条

- 1 第十条の規定にかかわらず、この議定書の適用上、各締約国において最低百万トンの抛出油が受け取られたものとする。
- 2 締約国は、当該締約国において受け取られた抛出油の総量が百万トンに満たない場合には、受け取られた油の総量のうち抛出をしなければならない者が存在しない部分に関し、自国の領域内で受け取られる油について追加基金への抛出をしなければならないであろう者に対しこの議定書に基づいて課されるであろう義務を引き受ける。

第十五条

- 1 締約国に第十条の条件を満たす者がいない場合には、当該締約国は、この議定書の目的のためにその旨を追加基金の事務局長に通知する。
- 2 追加基金は、一の事故に関して締約国の領域、領海、排他的経済水域若しくは第三条(a)(ii)の規定に従って決定された水域において生ずる汚染損害又は当該汚染損害を防止し若しくは最小限にするための防止措置（とられた場所のいかんを問わない。）について、当該締約国が第十三条1及びこの条の1の規定に基

づく追加基金の事務局長への送付及び通知の義務を当該事故の発生に先立つすべての年について遵守するまでの間、補償を行わない。総会は、締約国がその義務を遵守しなかったと認められる場合を内部規則に定める。

3 2の規定に従って補償が一時的に拒否された場合において、追加基金の事務局長が締約国に対し当該締約国による報告が行われていない旨を通告した後一年以内に第十三条1及びこの条の1の規定に基づく追加基金の事務局長への送付及び通知の義務が遵守されなかったときは、当該事故について、補償は永久に拒否される。

4 追加基金に対して行うべき拠出金の支払は、当該支払の義務を負う債務者又はその事務受託者に対して行われるべき補償と相殺する。

第十六条

1 追加基金に、総会及び追加基金の事務局長を長とする事務局を置く。

2 千九百九十二年基金条約第十七条から第二十条まで及び第二十八条から第三十三条までの規定は、追加基金の総会、事務局及び事務局長について準用する。

3 千九百九十二年基金条約第三十四条の規定は、追加基金について準用する。

第十七条

1 千九百九十二年基金の事務局及びその長である事務局長は、追加基金の事務局及びその事務局長として任務を遂行することができる。

2 千九百九十二年基金の事務局及びその事務局長が1の規定に基づき追加基金の事務局及びその事務局長として任務を遂行する場合であつて、千九百九十二年基金と追加基金との間において利害が異なるときは、追加基金は、総会の議長によつて代表される。

3 追加基金の事務局長並びに同事務局長が任命する職員及び専門家がこの議定書及び千九百九十二年基金条約に基づいて任務を遂行する場合には、これらの者がこの条の規定に基づいて任務を遂行する限り、前条2の規定により準用される千九百九十二年基金条約第三十条の規定に違反するものとはみなされない。

4 総会は、千九百九十二年基金の総会が行う決定と両立しない決定を行わないように努める。管理上の共通の問題について意見の相違が生ずる場合には、総会は、相互協力の精神に基づき、かつ、双方の基金の共通の目的に留意し、千九百九十二年基金の総会と意見の一致に達するように努める。

5 追加基金は、千九百九十二年基金が追加基金に代わって行う管理上の役務について要するすべての費用及び経費を償還する。

第十八条 経過規定

1 4の規定に従うことを条件として、一の締約国において一曆年中に受け取られた拠出油について支払われる年次拠出金の合計額は、当該暦年についてのこの議定書に基づく年次拠出金の総額の二十パーセントを超えないものとする。

2 第十一条2及び3の規定の適用の結果として、一の締約国における拠出者が一曆年に支払う拠出金の合計額が年次拠出金の総額の二十パーセントを超える場合には、当該締約国におけるそれぞれの拠出者が支払う拠出金は、その合計額が当該総額の二十パーセントに等しくなるように、一定の割合で減額する。

3 いずれかの締約国における拠出者が支払う拠出金が2の規定に基づいて減額される場合には、他のすべての締約国における拠出者が支払う拠出金は、当該暦年に追加基金への拠出をしなければならぬすべての者が支払う拠出金の総額が総会の決定する拠出金の総額に達するように、一定の割合で増額する。

4 1から3までの規定は、すべての締約国において一曆年中に受け取られた拠出油の総量（第十四条1に

規定する拠出油の量を含む。)が十億トンに達する日又はこの議定書が効力を生じた日の後十年の期間が満了する日のいずれか早い日まで適用する。

最終規定

第十九条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、二千三年七月三十一日から二千四年七月二十日まで、ロンドンにおいて、署名のために開放しておく。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法により、この議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
 - (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。
 - (c) 加入すること。
- 3 千九百九十二年基金条約の締約国のみが、この議定書の締約国となることができる。
- 4 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を事務局長に寄託することによって行う。

第二十条 抛油に関する通知

いずれの国も、この議定書が当該国について効力を生ずる前は、前条2(a)の規定に基づきこの議定書に署名する時又は前条4に規定する文書を寄託する時及びその後毎年事務局長が決定する日に、事務局長に対し、当該国に関し第十条の規定に従い追加基金への抛油をしなければならぬ者たる者の氏名又は名称及び住所を通知し、並びにその者が前暦年中に当該国の領域内で受け取った抛油の量に関する資料を送付する。

第二十一条 効力発生

1 この議定書は、次の(a)及び(b)の要件が満たされた日の後三箇月で効力を生ずる。

(a) 少なくとも八の国が、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの議定書に署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を事務局長に寄託すること。

(b) 事務局長が、第十条の規定に従って抛油をしなければならぬ者たる者が前暦年中に総量（第十四条1に規定する抛油の量を含む。）において少なくとも四億五千万トンの抛油を受け取った旨の情

報を千九百九十二年基金の事務局長から受領すること。

2 この議定書は、1に規定する効力発生の要件が満たされた後に批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこれに署名し又はこれを批准し、受諾し若しくは承認し若しくはこれに加入する国については、その国が該当する文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

3 1及び2の規定にかかわらず、この議定書は、いずれの国についても、千九百九十二年基金条約がその国について効力を生ずるまでは効力を生ずることはない。

第二十二條 総会の第一回会期

事務局長は、総会の第一回会期を招集する。その会期は、この議定書の効力発生の後できる限り速やかに、いかなる場合にもその効力発生の後三十日以内に開催する。

第二十三條 改正

1 機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、すべての締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この議定書の改正のための締約国会議を招集する。

第二十四條 補償の限度額の改正

- 1 事務局長は、締約国の少なくとも四分の一の要請がある場合には、第四条2(a)に規定する補償の限度額の改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。
- 2 1の規定により提案されかつ送付された改正案は、送付された日の後六箇月目の日以後に行われる審議のため機関の法律委員会に付託する。
- 3 この議定書のすべての締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため法律委員会の審議に参加する権利を有する。
- 4 改正案は、3の規定により拡大された法律委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも二分の一が出席していることを条件とする。
- 5 法律委員会は、限度額の改正案については、事故の経験、特にそれらの事故によって生じた損害の額及び貨幣価値の変動を考慮する。
- 6 (a) この条の規定に基づいて行われる限度額の改正は、この議定書が効力を生ずる日前に審議することはできず、また、この条の規定に基づいて先に行われた改正が効力を生じた日から三年を経過する時まで

審議することはできない。

(b) 限度額については、この議定書に定める限度額につきこの議定書が署名のために開放される日から法律委員会の決定が効力を生ずる日までの間について年六パーセントの複利による計算をして得た増額分と当該限度額との合計額を超えるような引上げを行うことはできない。

(c) 限度額については、この議定書に定める限度額に三を乗じた額を超えるような引上げを行うことはできない。

7 機関は、4の規定に従って採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、通告の日の後十二箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。ただし、その期間内に、法律委員会における改正の採択の時に締約国であった国の四分の一以上が機関に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合には、その改正は、受諾されず、効力を生じない。

8 7の規定により受諾されたものとみなされる改正は、その受諾の後十二箇月で効力を生ずる。

9 すべての締約国は、改正が効力を生ずる日の少なくとも六箇月前に第二十六条1及び2の規定に基づいてこの議定書を廃棄しない限り、その改正によって拘束される。その廃棄は、その改正が効力を生ずる時

に効力を生ずる。

10 法律委員会が改正を採択した後受諾のための十二箇月の期間が満了するまでの間にこの議定書の締約国となった国は、その改正が効力を生ずる場合には、その改正によって拘束される。その期間が満了した後締約国となる国は、7の規定により受諾された改正によって拘束される。これらの場合において、当該国は、改正が効力を生ずる時に、又はこの議定書が当該国について効力を生ずる時がそれよりも遅いときはその時に、その改正によって拘束される。

第二十五条 千九百九十二年基金条約の議定書

1 千九百九十二年基金条約に規定する限度額が同条約の議定書により引き上げられた場合には、第四条2(a)に規定する限度額について、前条に規定する手続により、その引き上げられた額と同じ額を引き上げることができる。この場合には、前条6の規定は、適用しない。

2 1に規定する手続が適用された場合には、前条に規定する手続の適用によって行われる第四条2に規定する限度額のその後の改正については、前条6(b)及び(c)の規定の適用上、1の規定に基づいて引き上げられた新たな限度額を基礎として計算する。

第二十六条 廃棄

- 1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。
- 2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。
- 3 廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後十二箇月で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。
- 4 千九百九十二年基金条約の廃棄は、この議定書の廃棄とみなす。その廃棄は、千九百七十一年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書の廃棄が同議定書第三十四条の規定に従って効力を生ずる日に効力を生ずる。
- 5 いずれかの締約国がこの条の規定に基づいてこの議定書の廃棄を行った場合においても、第十一条2(b)にいう事故でその廃棄が効力を生ずる前に生じたものにつき追加基金への拠出をする義務に関するこの議定書の規定は、引き続き適用する。

第二十七条 総会の臨時会期

- 1 締約国は、いずれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する拠出金の水準

を著しく引き上げることとなると認める場合には、その寄託の後九十日以内に、追加基金の事務局長に対し、総会の臨時会期を招集するよう要請することができる。追加基金の事務局長は、その要請を受領した後六十日以内に総会を招集する。

2 追加基金の事務局長は、いずれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げることとなると認める場合には、自己の発議により、その寄託の後六十日以内に総会の臨時会期を招集することができる。

3 1又は2の規定に従って招集された臨時会期において、総会が、当該廃棄が残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げるものであると決定した場合には、いずれの締約国も、当該廃棄が効力を生ずる日の百二十日前までに、この議定書を廃棄することができるものとし、その廃棄は、同じ日に効力を生ずる。

第二十八条 終了

1 この議定書は、締約国の数が七未満になった日又は締約国において受け取られた拠出油の総量（第十四条1に規定する拠出油の量を含む。）が三億五千万トン未満になった日のいずれか早い日に効力を失う。

2 この議定書が効力を失う日の前日にこの議定書によって拘束されている締約国は、追加基金が次条の任務を遂行することができるようにするため必要な措置をとるものとし、その目的のためにのみ、引き続きこの議定書によって拘束される。

第二十九条 追加基金の清算

1 追加基金は、この議定書が効力を失う場合にも、

- (a) この議定書が効力を失う前に生じた事故に関する義務を負うものとし、また、
- (b) (a)に規定する義務の履行（そのために必要な追加基金の管理の経費の支出を含む。）のために必要な範囲内で拠出金の徴収に関する権利を行使することができる。

2 総会は、追加基金の清算のため、追加基金への拠出をした者の間における残余の資産の公平な方法による分配を含むすべての適当な措置をとる。

3 この条の規定の適用上、追加基金は、法人として存続する。

第三十条 寄託者

1 この議定書及び第二十四条の規定により受諾された改正は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、次のことを行う。

(a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii) この議定書の効力発生の日

(iii) 第二十四条1の規定により提案された補償の限度額の改正案

(iv) 第二十四条4の規定に従って採択された改正

(v) 第二十四条7の規定により受諾されたものとみなされる改正並びにその改正が同条8及び9の規定により効力を生ずる日

(vi) この議定書の廃棄書の寄託、その寄託の日及びその廃棄が効力を生ずる日

(vii) この議定書に定めるところにより必要とされる通知

(b) すべての署名国及びこの議定書に加入するすべての国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。

3 事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その条約

文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第三十一条 言語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

二千三年五月十六日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。